

## 社会福祉法人興津福社会 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人興津福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### （定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### （理事会及び評議員会への出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払う。

### （役員及び評議員の業務報酬等）

第4条 理事長が法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

### （監事の報酬等）

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

### （出張旅費）

第6条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 同一日に開催される理事会、監事会、評議員会のいずれにも出席した場合は、行議員会に係る報酬及び費用弁償は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び費用弁償費は支給しない。

3 法人及び保育園の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、そのつど支給する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、平成29年6月22日より適用する。

別表1 (第3条・第5条関係)

名 称	報 酬	費用弁償
理事会	日額 5,000円	実 費 額 (公共交通機関を使用した 場合の実費とする)
評議員会	日額 5,000円	

別表2 (第4条・第5条・第6条関係)

名 称	報 酬	費用弁償
理事長・理事・監事	日額 5,000円	実 費 額 (公共交通機関を使用した 場合の実費とする)
評議員	日額 5,000円	

別表3 (第6条関係)

旅 費	報 酬	その他
実 費 額 (公共交通機関を使用した 場合の実費とする)	日額 5,000円	宿泊した場合の宿泊費は 実費額とする